

平成28年7月13日

交通ユニオン

執行委員長 関 常明 殿

学校法人茶屋四郎次郎記念学園
法人事務局長 伊藤 伸一

回 答 書

平成28年7月5日付「団体交渉申し入れ書」に対し、下記のとおり回答致します。

記

1 「1.」について

- (1) 貴組合の組合員である田嶋清一氏（以下、「田嶋氏」といいます。）は、平成28年3月29日に成立した、本法人との間の労働条件確認等請求事件（平成27年（ワ）第19831号）の和解において、本法人に対し、田嶋氏名義のホームページから、田嶋氏と本法人との間の解雇無効確認及び賃金支払請求事件（平成24年（ワ）第1761号）、損害賠償等請求事件（平成27年（ワ）第32078号）、及び上記労働条件確認等請求事件に関する一切の記載及び資料を削除し、掲載しない旨約束しました（和解条項第8条）。
- (2) ところが、田嶋氏が、「田嶋心理教育相談室」と題するホームページ（<http://www.yoisoudan.xyz/>）のトップページ（以下、「本件ホームページ」といいます。）に掲載している ████████ 氏（以下、「██████氏」といいます。）との間の第1回口頭弁論期日における意見陳述の内容（以下、「本件文章」といいます。）には、次の内容が記載されています。

- ・ 解雇無効確認及び賃金支払請求事件（平成24年（ワ）第1761号）について、田嶋氏が同訴訟を起こした経緯、同訴訟の判決の概要
- ・ 労働条件確認等請求事件（平成27年（ワ）第19831号）について、田嶋氏が労働審判を申し立てた経緯、労働審判の主文、本法人との和解が成立したこと及び和解の概要

- (3) また、本件ホームページの記事のタイトルは、「東京福祉大学事件のその後（和解後の状況のご報告）」というものであり、本法人との上記3件の紛争、及び労働条件確認等請求事件（平成27年（ワ）第19831号）の和解を指す文言を含むものとなっています。
- (4) したがって、本件ホームページの記載内容は、「田嶋氏名義のホームページ

に、田嶋氏と本法人との間の解雇無効確認及び賃金支払請求事件（平成24年（ワ）第1761号）、損害賠償等請求事件（平成27年（ワ）第32078号）、及び上記労働条件確認等請求事件に関する一切の記載及び資料を掲載しない」との和解内容に反することは明らかであり、これは、同記載が、「本法人に対して」の記載であるか否かを問うものではありません。

(5) つきましては、当法人は、田嶋氏及び貴組合に対し、即刻、本件文章の掲載を中止するよう求めます。

2 「2.」について

■■■■氏が田嶋氏に対して提起した損害賠償請求訴訟は、■■■■氏が本法人とは無関係に、独断で行っていることであり、■■■■氏と本法人が一体となって田嶋氏及び貴組合に対して攻撃したものではありません。

3 「3.」について

本法人が、田嶋氏に対し、和解に違反していることを指摘し、ホームページ上の文章の掲載中止を求めることは、和解に基づく義務の履行を求める本法人の正当な権利行使であり、何ら不当な干渉ではありません。

また、本法人は、平成28年6月17日付回答書にて、貴組合からの団体交渉開催の申し入れに応じる意向を有している旨お伝えしているとおり、団体交渉を拒否したことはありません。

ただ、本法人は、田嶋氏及び本法人双方が、誠実に和解の義務を履行すべきことから、田嶋氏による義務違反行為の是正をまず求め、和解違反が解消された後に団体交渉を開催する旨述べたにすぎません。

よって、本法人の行為が不当労働行為に当たらないことは明らかであります。

4 団体交渉について

田嶋氏が本件文章の掲載を中止し、田嶋氏による和解条項違反の状態が解消されたことが確認でき次第、速やかに団交開催候補日を提示させていただきます。

5 田嶋氏の授業担当について

当法人としては、和解条項を誠実に履行すべく、現在、田嶋氏の平成28年度授業担当について調整中です。調整が完了次第、授業担当について、田嶋氏に連絡致します。

以上